

高山市選挙管理委員会告示第 18 号

令和 8 年 8 月 30 日執行の高山市長選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項において準用する同法第 40 条第 1 項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を次のとおり繰り下げ、及び繰り上げるものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 23 日

高山市選挙管理委員会
委員長 川 上 実

記

期日前投票所の場所	開く時刻
高山市国府町金桶 41 番地 スーパーセンターシマヤ ラクール飛騨高山店 2 階売り場	午前 9 時
高山市天満町 1 丁目 5 番地 8 まちスポ飛騨高山 屋内スペース	午前 10 時

期日前投票所の場所	開く時刻	閉じる時刻
高山市下岡本町 2000 番地 30 県立飛騨高山高等学校岡本キャンパス 同窓会館 1 階会議室	午後 3 時	午後 4 時
高山市三福寺町 736 番地 県立斐太高等学校 2 階会議室	午後 3 時 45 分	午後 4 時 45 分
高山市山田町 711 番地 県立飛騨高山高等学校山田キャンパス 産振第 1 棟 1 階土質試験実習室	午後 3 時	午後 4 時
高山市下林町 353 番地 高山西高等学校 2 階視聴覚室	午後 3 時	午後 4 時
高山市山田町 831 番地 44 県立飛騨特別支援学校 1 階ビルクリーニング室	午前 10 時	午前 11 時
高山市千島町 291 番地 県立高山工業高等学校 1 階会議室	午後 3 時 45 分	午後 4 時 45 分